

介護福祉士修学資金 社会福祉士修学資金 貸付制度の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

書類の提出先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉人材確保・定着推進部 千葉県福祉人材センター

人材確保貸付担当

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1

塚本大千葉ビル5F

TEL. 043-216-3085 FAX. 043-216-3336

目 次

1	介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金について	2
	(1) 目的	
	(2) 実施主体	
	(3) 貸付対象者	
	(4) 貸付金額	
	(5) 貸付利子	
	(6) 資金の交付	
	(7) 返還免除	
	(8) 返還猶予	
	(9) 返還	
	(10) 貸付の申込みと必要書類について	
2	貸付条件等について	5
	(1) 申込書の要件	
	(2) 他の資金との併用について	
	(3) 生活費加算の要件	
	(4) 中高年離職者	
	(5) 過疎地域	
	(6) 未成年者	
	(7) 連帯保証人	
	(8) 申込時期	
	(9) 申込受付	
	(10) 貸付申込書記入上の注意	
3	貸付申請から資金交付までの流れ	8
4	在学中の手続き	9
5	養成施設を卒業後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）	10
6	養成施設等を卒業後に貸付金を返還することになった場合の手続き ...	12
7	よくある質問	13
8	様式一覧	17

1 介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金について

(1) 目的

この制度は介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設（以下「養成施設」という）に在学し、資格を取得して、卒業後に千葉県内（注1）において介護・相談業務等に従事しようとする方に無利子で修学資金を貸し付ける制度です。

養成施設を卒業後1年以内に千葉県内において介護福祉士及び社会福祉士の受験範囲に定める介護・相談等業務に従事し、かつ、引き続き5年間（過疎地域で勤務した場合または中高年離職者の場合は3年間）従事した場合に返還債務の全部が免除されます。

（注1）国立障害者リハビリセンター、国立児童自立支援施設等で従事する場合は、全国の区域とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という）

(3) 貸付対象者

以下の全てを満たす方を貸付対象者としています。

- ① 養成施設（注2）に在学している方で、卒業後に千葉県内において介護・相談援助等業務に従事しようとする方
 - ② 原則として千葉県内に住民登録をしている方
 - ③ 他の都道府県で修学資金の貸付を受けていない方
- （注2）千葉県内の養成施設については、千葉県福祉人材センターの介護福祉士等修学資金のホームページをご覧ください。

http://chibakenshakyo.net/publics/index/181/&anchor_link=page181#page181

(4) 貸付金額

下記の金額を上限とします。

- ① 学費（月額） 50,000円
- ② 入学準備金（初回貸付時） 200,000円
- ③ 就職準備金（最終回貸付時） 200,000円
- ④ 国家試験受験対策費（上限2年分）80,000円（1年あたり40,000円）

※国家試験受験対策費は、介護福祉士修学資金のみ貸付対象となります。

⑤生活費加算

貸付申請時に生活保護受給世帯（準じる世帯も含む）の方については、上記の貸付内容に加えて生活費の一部に充当できる費用を加算することができます。

加算額は、生活保護制度における生活扶助基準額の居宅（第1類）に掲げる額のうち、貸付対象者の貸付申請時の年齢及び居住地に対応する区分の額（地域や年齢で異なります）になります。

(5) 貸付利子

貸付利子は無利子です。

(6) 資金の交付

- ①交付は年2回（前期・後期分として各6ヶ月分を交付）
- ②入学準備金は、第1回送金時に月額貸付金と合せて交付いたします。
- ③就職準備金は、養成施設を卒業見込みの確認が取れ次第交付いたします。
（就職準備金は指定施設等で働きながら修学する場合は対象となりません）
- ④国家試験対策費用の交付は初回を除き、年次の4月になります。

(7) 返還免除（全て満たしている場合に返還を免除することができます）

養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士として就職し、千葉県内の指定施設において、5年間継続して（過疎地域で従事した場合又は中高年者離職者の場合は3年間）介護業務・相談業務等に従事した場合

なお、千葉県内で介護・相談業務に従事した場合で、その期間が貸付を受けた期間相当する期間を越えたときには返還債務の一部が免除される場合もあります。

※5年間従事の考え方（パート・アルバイト等）

在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上とします。

同時に2つ以上の雇用先にて業務に従事した場合であっても、期間は重複計上されないため、通算しません。

(8) 返還猶予

返還免除に該当するまでの期間、次に該当する場合には返還猶予が可能です。

- ①卒業後1年以内に、県内の指定施設で介護業務等に従事しているとき
※県内の指定施設に配属された後に、本人の意思によらず人事異動等により県外等へ配属となった場合には、それらの事業所も含む
- ②貸付が停止になった後も引き続き養成施設等に在学しているとき
- ③卒業後、他種の養成施設に在学しているとき
※介護福祉士または社会福祉士養成施設のいずれか
- ④災害等やむを得ない事由により、返還債務の履行ができないと認められるとき
- ⑤国家資格を取得できなかった場合（卒業年度の翌々年まで）

(9) 返還

返還免除の要件に該当しない場合は、全額返還となります。

返還方法 月賦（月額30,000円）、半年賦、年賦の均等払い（一括払も可）

延滞利子 返還期間内に返還されない場合は、延滞元金に対し年3~~—0~~%の延滞利子を徴収します。（令和2年4月1日以前契約分は年5~~—0~~%）

(10) 貸付の申込みと必要書類について

※年1回（申請期間：4～5月末必着）のお申込みとなります。

在学中の養成施設に申込書と下記必要書類を揃えてお申込みください。

養成施設長から推薦を受けた申込内容を審査し、貸付の可否を決定します。

すべての申請者が必要なもの

- ①介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付申請書
- ②住民票（申請日より前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ③誓約書（県外に住所のある申請者のみ提出）
- ④学業成績証明書（今年度に入学者を除いた申請者のみ提出）
- ⑤離職証明書（養成施設等への入学時に年齢が45歳以上で、離職して2年以内の申請者のみ提出）
- ⑥顔写真付きの本人確認書類
- ⑦直近の所得金額を証する書類〔就労中の申請者のみ〕
（確定申告書（控）の写し、源泉徴収票の写し等）
- ⑧在留カードの写し（表・裏）（日本国籍を有していない申請者）
- ⑨「介護福祉士修学資金等貸付事業」の申込・利用にあたって 個人情報取り扱い
（本会が申請・審査等にあたり、個人情報を利用することを承諾し、署名捺印したもの）

連帯保証人に関する必要書類

連帯保証人が個人の場合

- ①前年の所得額がわかるもの
（源泉徴収票の写し、確定申告書の第一表・第二表の写し〔税務署の印のあるもの〕）
- ②住民票（申請者と同一世帯の場合は、世帯全員のもの1通で可能）
- ③顔写真付きの本人確認書類
- ④在留カードの写し（表・裏）（日本国籍を有していない申請者）

連帯保証人が法人の場合

- ①登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- ②直近2ヶ年の決算書の写し（総括分のみ）

社会福祉法人	学校法人	医療法人/株式会社等
ア 貸借対照表	ア 貸借対照表	ア 貸借対照表
イ 資金収支計算書	イ 収支計算書	イ 損益計算書
ウ 事業活動収支計算書	ウ 事業活動収支計算書	

なお、3月決算の会社で提出期限までに直近計算書の作成が完了していない場合は完成している年度で2年分の計算書類をご提出ください。※その後の審査によっては、完成次第最新のものをいただく場合があります。

（例：2022年5月に計算書類を提出する3月決算会社の場合、申請期限までに、2020年3月期・2021年3月期の計算書類を提出ください。）

③連帯保証人に関する法人としての決定が確認できる書類

ア 法人理事会議事録・取締役会議事録の写し

イ (必要な場合) 連帯保証人承諾書

⑤ 連帯保証確認書

⑥ 財務状況確認書

※詳しくは別紙「法人が連帯保証人となる場合の要件等確認票」をご覧ください、必要書類を揃えてください。

生活費加算を希望する方は下記のいずれかの書類も必要です

a 生活保護受給証明書の写し

b 課税・非課税証明書の写し

c 国民年金保険料免除決定通知等の写し

d 国民健康保険一部負担減額免除徴収猶予決定通知書等の写し

2 貸付条件等について

(1) 申込者の要件

次の要件をすべて満たしている方が対象です。

① 原則として千葉県内に住所を有している方が対象です

② 他都道府県が実施する介護福祉士修学資金又は社会福祉士修学資金等を借受ていない方

③ 卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士として、継続して5年以上指定施設で介護業務・相談業務等に従事する意思のある方

(2) 他の資金との併用について

①奨学金との併用について、日本学生支援機構の奨学金や日本政策金融公庫の教育ローン等からの借入については原則として併用不可ですが、真にやむを得ない世帯（生活保護世帯や準じる世帯）については併用を認める場合があります。なお、他の奨学金について辞退等の予定がある場合には、貸付対象となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

「高等教育の修学支援制度」との併給については差額支給となりますので、ご注意ください。また、生活福祉資金や母子・父子・寡婦福祉資金、職業訓練給付等、国費による他の貸付や給付については併用を認めておりません。(※今後取扱いが変更となる可能性があります) 令和2年度申込分より教育訓練給付制度の併用が可能となりました。

(3) 生活費加算の要件

生活費加算の対象者は上記(1)①～③の要件に加えて、次のいずれかを満たしている必要があります。

① 申込者が貸付申請時に生活保護世帯であることとします

② 申込者が次のいずれかの措置を受けている場合

・ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

- ・ 地方税法第 3 2 3 条に基づく市町村民税の減免
- ・ 国民年金法第 8 9 条または第 9 0 条に基づく国民年金掛金の減免
- ・ 国民健康保険法第 7 7 条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

(4) 中高年離職者

- ④ 申込者が養成施設入学時点で 4 5 歳以上であり、離職して 2 年以内の場合は、中高年離職者とします。
- ⑤ この場合は返還免除に関わる従事期間は 3 年間となります。

(5) 過疎地域

資格取得後に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域において当該業務に従事した場合には返還免除に関わる従事期間は 3 年間になります。

千葉県においては、鴨川市（旧天津小湊町の区域）、勝浦市、東庄町、南房総市、長南町、大多喜町、鋸南町、旭市（旧干潟町の区域）が該当します。※令和 4 年 4 月以降追加予定がありますので詳細は HP をご確認ください。

(6) 未成年者（1 8 歳未満の方）

- ① 申込者が未成年の場合は親権者又は後見人の同意を得ることとします。
 - ② 同意については第 1 号様式申請書の中の同意書に親権者又は後見人が御自身で署名捺印により同意確認します。
- ※令和 4 年度より国の法改正に従い、1 8 歳以上は成人とします。1 8 歳以上の方は親権者又は後見人の同意は不要です。

(7) 連帯保証人

要件を満たす個人または法人の連帯保証人を立てる必要があります。

連帯保証人には借受人と連帯して債務を保証していただくこととなります。

申込者が未成年（1 8 歳未満）の場合、原則として法定代理人（親権者または後見人）を連帯保証人として立てていただくこととします。法定代理人が無収入や生活保護受給者など保証能力がない場合は、保証能力のある別の個人または法人を連帯保証人としてください。

連帯保証人には、修学生が返還免除または返還完了となるまでの間、借受人の状況に応じた通知が送付されます。

万一、借受人の返還が滞った場合には連帯保証人として債務を負担していただきます。

① 個人が連帯保証人になる場合

- ア 日本国内に居住する成年の方
- イ 申請日において 7 5 歳以下の方
- ウ 年収 1, 5 0 0, 0 0 0 円以上有する方

※個人事業主や年金受給者等の方は確定申告書等の所得金額にて判断します。

- エ 無収入の方や生活保護受給者等保証能力のない方以外の方
- オ 日本国籍を有する方又は永住者の在留資格を有する方
若しくは特別永住者等の方
- カ 千葉県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、実務者研修受講資金、再就職準備金、介護分野就職支援金、福祉系高校修学資金、生活福祉資金等の貸付における借受人及び保証人になっていない方。

②法人が連帯保証人となる場合

ア 次のいずれかの法人であること

- A 申請者が介護福祉士養成施設または社会福祉士養成施設（通信課程を除く）に在学している場合に、その施設等を運営する法人
- B 申請者の就労先（内定先含む）が、介護業務等に従事したことによる返還免除の対象となる場合に、その施設等を運営する法人

イ 保証能力を有する法人であること

- ・当期純利益が2期以上連続で赤字でないこと（特別な理由がある場合を除く）
- ・純資産（資産合計－負債合計）がマイナスとなっていないこと

その他、流動比率が120%を超えているかや、連帯保証額に対して十分な現預金を保有しているかなどを総合的に判断して、審査を実施します。預貯金を有しているからといって必ずしも審査に合致するものとは限りません。審査の結果、不承認となる場合もあります。

ウ 連帯保証人になることについて、法人の理事会または取締役会において承認していること

（理事会議事録、取締役会議事録等で確認します）

※連帯保証した法人は、貸付決定後に退学・卒業・退職などにより借受人と法人の関係が変化したり、関係がなくなったとしても、法人は連帯保証人としての責務を負うこととなりますので、ご注意ください。

（8）申込時期

申請者は申請書類を養成機関が定める提出期限までに養成機関へ提出してください。

養成機関から本会への申請書の提出期限は5月31日（火）必着です。個人から直接本会に申し込むことはできません。（申込時期を過ぎた申請は受付不可とします）

（9）申込受付

①貸付申込書は入学又は在学する養成施設より入手又は本会福祉人材センターホームページからダウンロードしてください。<http://www.chibakenshakyo.net/>

②貸付申込書を記入の上、必要書類を添付して、養成施設に提出してください。

※養成施設では、申込書を取りまとめ県社協に送付いたします

(10) 貸付申込書記入上の注意

①訂正がある場合には、修正テープや修正液を使用せずに、訂正箇所を二重線で引いて、訂正印を押印してください。

②申請書を消せるボールペンで記入しないでください。

※申込書に記入漏れや書類の不備がある場合には、貸付けの可否を判断することができませんので、必ずすべての書類を揃え、かつ、すべての項目を御記入ください。記入漏れがある場合や必要書類の添付漏れがある場合は、申請書を受理できませんので、ご注意ください。

3 貸付申請から資金交付までの流れ

貸付申請 ・申請書類を、養成施設を経由して県社協に提出してください。



審査及び貸付決定

- (1) 県社協が貸付の可否を決定します。
- (2) 貸付の可否を養成施設を経由して申請者に通知します。
 - ・貸付決定（不承認）通知書



以下は貸付決定の場合

契 約

- (1) 養成施設宛に貸付決定者の借用書を送付します。
- (2) 養成施設は、貸付決定者の以下の書類を取りまとめて県社協に提出してください。
 - ① 借用証書（第4号様式）
 - ※成人（18歳以上）は実印で押印してください。
 - ② 印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人、法定代理人）
 - ※成人（18歳以上）は印鑑登録証明書が必要です。
 - ③ 通帳の写し（借受人本人口座に限る）



資金の交付

- ・借用書に記載された借受人本人の口座に修学資金を送金（分割交付）します。

4 在学中の手続き

休学、停学、留年 または復学する時

- ・借受人が養成施設を休学・停学、若しくは、留年となったとき、又は借受人が復学した時は休学等届（第5号様式）および返還届（第9号様式）を養成施設を通じて、県社協に提出してください。



退学を含めて貸付 を辞退する時

- （1）養成施設を退学した時、貸付を辞退したいときは、休学等届（第5号様式）及び返還届（第9号様式）を養成施設を通じて、県社協に提出してください。
- （2）県社協は返還決定通知を借受人に送付。借受人は返還計画どおりに返還金を納付してください。
- （3）返還完了し、県社協は借受人に借用証書と印鑑登録証明書を返却します。

5 養成施設を卒業後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

養成施設を卒業し資格取得後1年以内に千葉県内（注1）において介護・相談支援等の業務に従事した場合には、返還の猶予、更には指定した期間（注2）以上当該業務に従事した場合には、貸付した修学資金の返還を免除することが可能です。

注1 勤務先の所在地が県外であっても認められる場合

全国の国立リハビリセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合。

注2 返還免除までの期間

通常は5年ですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域においては3年。

千葉県では鴨川市（旧天津小湊町の区域のみ）、勝浦市、東庄町、南房総市、長南町、大多喜町、鋸南町、旭市（旧干潟町の区域のみ）が該当地域。※令和4年4月以降追加予定がありますので詳細はHPをご確認ください。

また、申込者が養成施設入学時点で45歳以上であり、離職して2年以内の場合は、中高年離職者とし、3年（離職者証の提出が必要です）

返還猶予申請

（1）養成施設卒業後、指定された介護・相談支援の業務に従事した場合、以下の書類を県社協に提出してください。

①返還猶予申請書（第8号様式）

（免除に至るまでの5年間の猶予を最初に申請します）

②業務従事届（第7号様式）

③介護福祉士又は社会福祉士の登録証の写し



返還猶予決定

・県社協は返還猶予の可否を決定し、借受人に通知します。



業務に従事

（1）返還猶予期間中は、毎年4月に業務従事届（第7号様式）を県社協に提出してください。

※パート・アルバイトとして勤務した方は、従事日数内訳証明書（裏面）の記入が必要です。（免除には5年以上の在籍期間と、業務従事日数が900日以上必要です）

業務に従事

- (2) 返還猶予期間中に一旦退職して、他の指定業務の事業所に移られた場合には、住所・氏名・勤務先等変更届（第3号様式）及び転職前と転職後の勤務先の業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第7号様式）を速やかに県社協に提出してください。



返還免除申請

- ・原則として5年間（過疎地域においては3年間、入学時に45歳以上の方については3年間）引き続き千葉県内において指定業務に従事した場合は、返還免除の対象になります。（パート・アルバイト勤務の場合、日数換算も含む）
返還免除に係る書類を県社協に提出してください。
 - ①修学資金返還免除申請書（第10号様式）
 - ②業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第7号様式）



返還免除決定

- ・県社協から返還免除の可否を借受人に通知します。
返還免除の場合は、借用証書及び印鑑登録証明書を借受人等に返還します。

6 養成施設等を卒業後に貸付金を返還することになった場合の手続き

- ・ 養成施設を卒業後 1 年以内に、千葉県内で介護・相談支援業務に従事しない場合
- ・ 千葉県内の介護・相談支援業務から他県へ転出または他産業に転職、或いは離職した場合

県社協へ問合せ

返還に該当すると思われる場合は、県社協に連絡してください。



返還に該当



返還決定

- (1) 借受人は県社協に返還届（第 9 号様式）を提出してください。
- (2) 県社協は返還決定通知を借受人に送付します。
借受人は返還計画どおりに返還金を納付してください。
- (3) 返還完了し、借受人に借用証書と印鑑登録証明書を返却します。

7 よくある質問

1 貸付申請について

(1) 申請方法

Q 1 修学資金はどうしたら借りられますか？また、養成施設はどのように探しますか？

A 個人での申込みはできません。養成施設入学後、在学している養成施設を通じて千葉県社会福祉協議会にお申し込みください。また、養成施設については、社会福祉士及び介護福祉士法の規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校、都道府県知事の指定した学校を対象としていますので、千葉県福祉人材センターのホームページで確認してください。

<http://chibakenshakyo.net/publics/index/199/>

Q 2 養成施設に入学前に修学資金を借りたいのですが、可能ですか？

A 養成施設入学前には修学資金を申し込むことはできません。

(2) 貸付額について

Q 1 修学資金の貸付月額は月額5万円が上限ですが、限度額で申し込むということですか？

A 修学資金は給付でなく貸付であることを踏まえ、連帯保証人や養成校の先生方と相談の上、必要額をお申し込みください。
なお、必要経費により、減額決定の場合もあります。

Q 2 すでに介護職員としてデイサービスセンターで就労しています。養成施設を卒業して、介護福祉士を取得後、今の施設で引き続き勤務しようと思います。就職準備金は借りられますか？

A 就職活動が発生しないため、就職準備金は貸付できません。

Q 3 介護福祉士の国家試験受験対策費用について貸付規程では1年度当たり4万円が上限となっていますが、4年制大学の場合には4年分借りられますか？

A 3 卒業年度とその前年度の2年分を上限としています。(上限8万円)

Q 4 2年生から申し込む場合でも、入学準備金の申請はできますか？

A 4 入学した年度のみ入学準備金の対象となりますので、2年生から申請する方は入学準備金の申請はできません。

Q 5 施設で仕事をしながら養成校に通学していますが、資格取得後も同じ施設で継続して勤務しますが、就職準備金は貸し付けてもらえますか？

A 5 資格取得前と同じ施設で働く場合には、就職活動が発生しないため、就職準備金の対象にはなりません。

(3) 他の奨学金との併用

Q 1 養成施設に入学するために、生活福祉資金の貸付を受けました。併せて介護福祉士修学資金も申し込めますか？

A 国等の公的な補助金が含まれている他の奨学金や制度との併用貸付は認められません。従って公的な貸付制度である生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金等公的な貸付制度との併用貸し付けは原則できません。(生活保護世帯等を除く)
※今後取扱いが変更となる場合があります。
また、職業訓練の介護福祉士コース受講者についても、修学資金の併用貸し付けの対象にはなりませんので、申請前に御検討ください。
ただし、過去に貸付を受けた場合で、滞納なく返済している場合は貸付対象となる場合もあります。

(4) 貸付金の送金について

Q 1 貸付決定になった場合に貸付金はどのような形で送金されますか？

A 初年度は学費6か月分を8月及び10月に指定の口座に送金予定で、次年度以降は4月と10月に送金予定としています。また、入学準備金は初年度の8月

に月額と併せて送金し、就職準備金は卒業見込みを確認してから卒業月に送金となります。

Q 2 介護福祉士の国家試験受験対策費用について送金はいつになりますか？

A 国家試験受験対策費用については卒業前年度、卒業年度ともに4月に送金予定です。(貸付初年度の場合は8月になります)

(5) 返還について

Q 1 修学資金は、養成施設卒業後に5年間介護や相談等の業務に従事すれば、返済しなくてもよいと思いますが、どのような場合に返還となるのですか？

A 養成施設を退学した場合の他に、卒業後県内で指定業務（介護・相談業務等）に従事しなかった場合や資格が取得できなかった場合等に返還となります。
なお、資格を取得できなかった場合は卒業年次の翌々年まで必要手続きを行っていただいた場合に限り返還を猶予することができます。

Q 2 返還決定した後に計画通りに返済しなかった場合は、どのようなになりますか？

A 返還期限を過ぎると、残元金に対して3%の延滞利子が発生します。
(令和2年4月1日以前契約分は年5%)

(6) 養成施設卒業後の手続きについて

Q 1 国家試験に合格しましたが、卒業後に資格の登録をしなかった場合はどうなりますか？

A 資格の登録手続きをせずに、働いていた場合は返還猶予期間に算入できません。
また、合格後1年以上登録が無い場合は返還対象となります。

Q 2 業務従事届等は毎年提出する必要がありますか？

A 毎年提出が必要です。毎年提出がない場合には、貸付金を返還していただく場合があります。
なお、業務従事届は就職した月と毎年4月に提出してください。
提出が無い場合は、返還となる場合もあります。

Q 3 介護を行う事業所で指定業務に従事しましたが、半年後に退職してしまいました。何か手続きは必要ですか？

A 次の仕事が決まっている場合には、県社協に第3号様式（住所・氏名・勤務先等変更届）および転職前と転職後の勤務先の業務従事届（第7号様式）を提出してください。
次の指定業務の仕事が未定で就職活動をする場合には、第8号様式（介護福祉士・社会福祉士修学資金返還猶予申請書）と転職前の事業所の業務従事届（第7号様式）を提出のうえ、返還猶予申請をしてください。
なお、指定業務に就く意思がない場合には貸付金は返還となります。

Q 4 貸付決定後、連帯保証人を変更することはできますか？

A 連帯保証人の死亡・破産などやむを得ない事由の場合は認めることもありますが、退職など借受人と連帯保証人の関係の変化などの個人的な理由により変更することは認められません。法人保証において、貸付決定後に退学・卒業・退職などにより借受人と関係が変化したり、関係がなくなったとしても、連帯保証人としての責務を負うこととなりますので、ご注意ください。

8 様式一覧

様式番号	様 式 名
第 1 号様式	介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付申請書
	(別紙) 誓約書
別紙	「介護福祉士修学資金等貸付事業」の申込・利用にあたって 個人情報の取扱いについて
別紙	法人が連帯保証人となる場合の要件等確認票
別紙	連帯保証人承諾書
別紙	勤務(内定)証明書
別紙	連帯保証確認書
別紙	財務状況確認書
第 2 号様式	推薦状
第 3 号様式	住所・氏名・勤務先等変更届
第 4 号様式	介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付借用証書
第 5 号様式	休学等届
第 6 号様式	借受人死亡届
第 7 号様式	業務従事届 (現況報告書・業務従事期間証明書)
第 8 号様式	介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付返還猶予申請書
第 9 号様式	介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付返還届
第 10 号様式	介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付返還免除申請書
第 11 号様式	介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付振込口座変更申請書